

別紙

架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書

第1条 総則

本特記仕様書は道路工事等において架空線等上空施設への接触・切断事故を未然に防止することを目的とする。

第2条 対象工事等

本特記仕様書の対象は、架空線等上空施設に近接して施工する工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等工事に係る全ての道路工事等とする。ただし、災害の応急復旧等緊急工事は対象外とする。

第3条 架空線等上空施設に係る資料収集

1. 受注者は工事等着手前の準備にあたり、架空線等上空施設を確認するために発注者から道路台帳、占用台帳等の必要な資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。
また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占有者」という。）からも資料収集すること。
2. 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、有線、CATV等）があった場合は、予想される管理者（NTT、電力、公安委員会、CATV等）からも資料収集すること。

第4条 架空線等の位置確認

1. 工事影響範囲内において、第3条による各種台帳等から収集した資料を参考に必ず現地確認を行い、架空線の場所、種類、高さ等について別紙様式－1（架空線平面図）及び横断図に記載するとともに写真を添付し、工事着工前に監督職員に提出しなければならない。

第5条 事故防止対策

1. 第4条の調査結果で、工事影響範囲内の架空線については、「防護カバー設置」等の措置を電線管理者に依頼するものとする。なお、電線管理者が防護措置をとらない場合は、受注者は自ら「高さ制限装置の設置」や架空線が目立つような対策をとるものとする。
2. 施工計画書への記載
受注者は、上記第3条、第4条、第5条の1及び下記について、監督職員の確認得てから、施工計画書へ明記するものとする。
 - 1) 建設機械のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触、切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策について。
 - 2) 建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策について。
 - 3) 現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。

4) 禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレーター、運転手等への安全教育指導の実施方法について。

3. 点検・教育の実施

1) 施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。

2) 新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレーター、運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

4. 監督職員への報告

1) 点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督職員へ報告すること。

第6条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲が変更となった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第7条 この仕様書に定める別紙様式については、「長崎県建設工事共通仕様書」の提出書類様式集を参照すること。

第8条 この仕様書に定めない事項、疑義が生じた場合は、協議するものとする。